

防犯カメラ等の購入・設置を補助します

神川町では、町内で事業を営む中小企業者等が、その事業所等に、犯罪の抑止または犯罪被害の防止に効果のある防犯設備を購入し設置することに対し、補助金を交付します。

- ▶事業所等：町内にある事業の用に供される建物または農業の用に供される田、畑もしくは農業用施設
- ▶防犯設備：犯罪の予防を目的として、事業所等に固定して設置される防犯カメラ、ダミーカメラ、センサーライト、防犯ベル



補助対象者（次のすべてに該当する方）

個人事業主や農家の方も対象です

- ・町内で事業を営む中小企業者等で、今後も事業の継続の意思があること
- ・防犯設備を設置する事業所等の所有者、または所有者の同意を得た管理者・使用者であること
- ・防犯カメラを設置する場合にあっては、その設置及び運用に関し、神川町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準拠すること
- ・申請のあった年度の3月31日までに完了報告書等を提出できること
- ・暴力団または暴力団員でないこと、風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種でないこと、法令及び公序良俗に反していないこと
- ・町税等に滞納がないこと

補助対象費用

防犯設備の購入費・設置工事費の総額が5万円以上（税抜）のもの

（注意）既存設備の撤去または移設に要する費用、土地の造成費、保守点検費及び設備の維持管理に係る費用については、補助の対象になりません。

（注意）補助金の申請前に、購入・工事がすでに着手されている、または完了している場合は補助の対象になりません。

補助金額

補助対象費用の $\frac{1}{3}$ （千円未満切捨て） 上限 **5万円**

交付申請

【申請受付開始日：令和8年4月1日】

防犯設備の購入・設置工事に着手する前に、補助金交付申請書に必要書類を添えて経済観光課へご提出ください。

（注意）申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。

（注意）交付申請は、一の中小企業者等につき同一年内1回限りとします。

【お問い合わせ先】

神川町役場 経済観光課 商工観光担当（役場2階）

☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

ホームページ <http://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/nourinshokogyo/4076.html>



《中小企業者等防犯設備設置費補助金の申請から交付までの流れ》

